

くずは並木自治会地区防災計画



令和3年度版

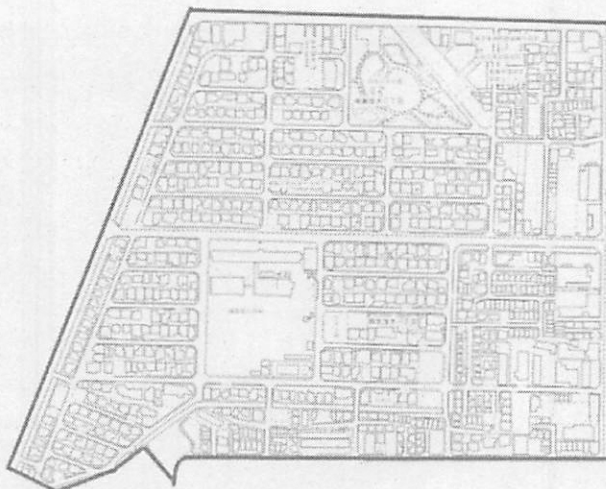
～ 普段からの心がけとお付き合い ～

- 目 次 -

1. 計画の対象地区の範囲	1
2. 基本方針（目標）	1
3. 災害特性	2
4. 防災活動体制	3
くずは並木自主防災会名簿	
5. 災害時の活動	4
くずは並木自主防災会による災害時の世帯台帳取扱いルール	
6. 防災訓練の実施	6
(1) 総合防災訓練	
(2) 安否確認・一時避難場所確認訓練	
(3) 黄色い旗安否確認訓練	7
7. 防災訓練の検証	7
(1) 総合防災訓練	
(2) 安否確認・一時避難場所確認訓練	10
8. 参考資料	14

1 計画の対象地区の範囲

本計画の対象範囲は「くずは並木自治会」とする。

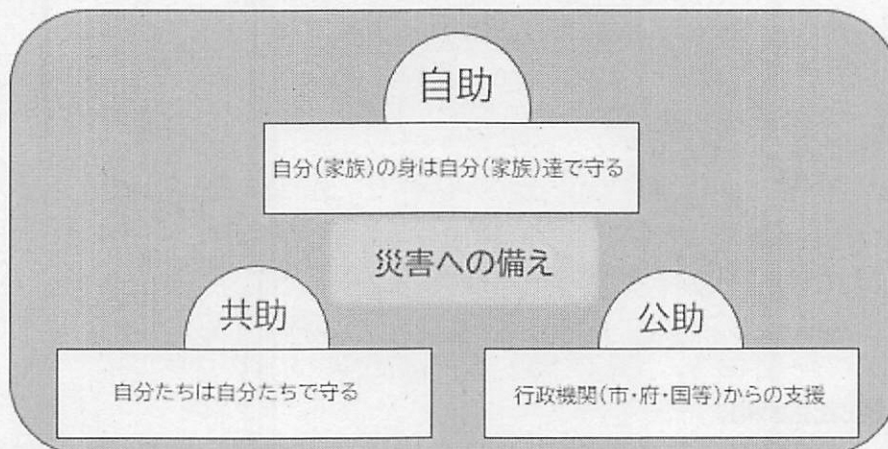


2 基本方針(目標)

「自分の命は自分で守る。近所で助け合える関係を作りましょう。」

災害から身を守るためには、まず住民一人ひとりが災害に備え、日頃からそれぞれの家庭で準備しておくことが大切です。

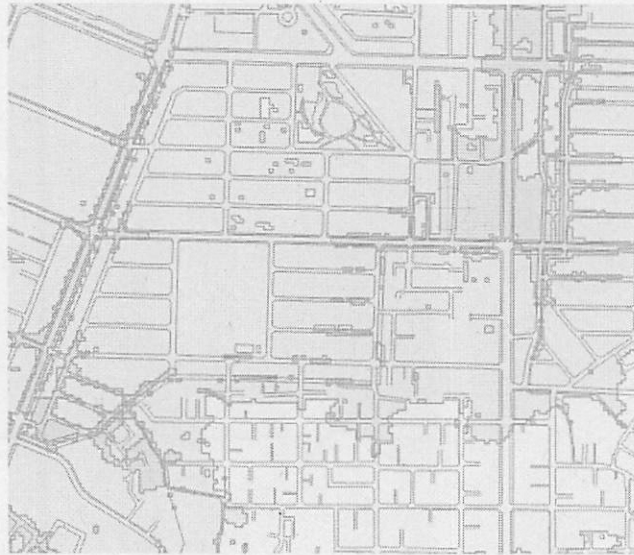
それに加えて、みんなが「自分たちが住んでいる地域は自分たちで守る」という意識を持ち、連帯することができれば、並木は“災害に強い街”となることができます。



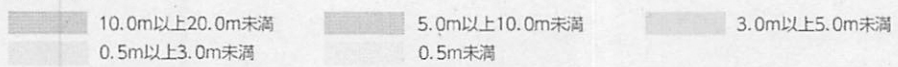
3 災害特性

(1) 浸水想定

① 淀川



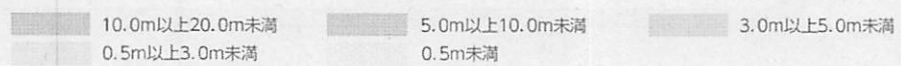
【想定浸水深】



② 船橋川



【想定浸水深】



4 防災活動体制

くずは並木自主防災会名簿（2021年5月）

役職	氏名	住所	連絡先	備考
会長				校区コミュニティ 青少年育成指導員校区長
副会長				校区コミュニティ 民生・児童委員校区長、自治会副会長
書記				校区コミュニティ 更生保護女性会
書記				校区コミュニティ会計、校区自主防災会書記、自治会副会長
会計				校区コミュニティ 福祉部会部会長
幹事				校区コミュニティ 民生・児童委員
幹事				
幹事				
				2020年度くずは並木自治会自治会副会長

5 災害時の活動

くずは並木自主防災会による災害時の世帯台帳取扱いルール（2020年10月初版）

①目的

くずは並木自主防災会（以下、「自主防災会」という）がくずは並木自治会員（以下、「自治会員」という）より提供を受けた災害時の世帯台帳（以下、「世帯台帳」という）の個人情報について、適正な取り扱いを確保することを目的に、取扱いルールを定めます。

②責務

自主防災会は、「個人情報の保護に関する法律」及び「枚方市個人情報保護条例」等を遵守するとともに、くずは並木自治会内の自主防災活動において個人情報の保護に努めます。

②世帯台帳の管理者

自主防災会会長または会長が指名する者を世帯台帳の管理者と定めます。

③世帯台帳の取扱者

自主防災会員の内、自主防災会会長が指名する者を世帯台帳の取扱者と定めます。

④世帯台帳の管理

自治会員から提供を受けた世帯台帳の原本は、世帯台帳管理者が管理を行うものとし、世帯台帳管理者は世帯台帳を利用するとき以外は、くずは並木自治会館の鍵のかかる場所に世帯台帳の原本を保管することとします。

⑤世帯台帳の利用範囲

世帯台帳の利用は、災害時における安否確認・避難支援等にかかわる活動に限定します。

⑥世帯台帳の取扱い方法

- I. 自治会員から提供された情報のうち、構成人数と特記事項のみを班地図に書き入れる。
- II. 班地図は、班ごとに封筒に入れて封印する。
- III. 班長は、所定の用紙に受領印を押して班地図が入った封筒を受け取り、平常時は責任を持って保管す
- IV. 班長は、災害時のみ班地図の入った封筒の封を切り、班地図の情報に基づいて

近隣住民と協力して可能な範囲で安否確認・避難支援等を行う。

V. 年に一度、自治会費徴収と同時に世帯台帳の原本を班長が集め、自主防災会が新たに世帯台帳を整備し、班地図を作成して班長に保管を依頼する。

VI. 新たな班地図の整備ののち、古い班地図を回収し破棄する。

⑦災害が発生した時の取扱い

災害が発生した時には、自治会員の生命、身体又は財産の保護のために世帯台帳の情報を利用するものとし、安否確認、避難支援等に必要な範囲において、近隣の住民で世帯台帳の情報を共有する場合があります。

⑧情報が漏洩した場合の対応

情報の漏洩事案が発生した場合は、すみやかに世帯台帳管理者または自主防災会に報告を行います。

世帯台帳管理者は、事実関係と原因の確認を行い、情報漏洩した本人への連絡や被害拡大の防止に努めます。

6 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

実施要領

項番	内容
1	開会式
2	AEDの取り扱いを含む救急救命法
3	簡易トイレの組み立て、緊急連絡用電話、起震車、消太くん
4	煙道体験、消火訓練、防災グッズや備蓄品の展示（購入可）
5	搬送、圧迫止血、固定法、窒息の応急手当
6	閉会式 炊き出しの配布

(2) 安否確認・一時避難場所確認訓練

①実施要領

タイムライン（例）	内容
11:00	各班の一時(いっとき)避難場所に班ごとに集合してもらい、参加人数の確認や家族等の安否確認を行う。参加人数は、班長会の時に報告する。
11:20	一時避難場所で各家庭の備蓄品について参加者で話し合う。
11:25	備蓄品の回答用紙を集める。 ※集めてもらった回答用紙は、後日班長会で提出すること。
11:30	備蓄米(未調理)を参加者の中で分けて持って帰ってもらう。

②実施スケジュール

	日 時
1	2019年12月15日(日) 〇時~〇時
2	2021年6月6日(日) 11時00分~11時30分

(3) 黄色い旗安否確認訓練

①実施要領

タイムライン(例)	内容
8:55	震度6弱の地震発生。各自治会員の家の玄関、門扉、ベランダなど人目に付きやすい場所に黄色い旗を掲げる。
9:00 ~ 9:30	旗を掲げる時間：午前9時00分から午前9時30分。 役員は掲げられた旗の数を確認する。
9:30~	黄色い旗の数を確認後、午前中に班長会LINE又は電話で軒数を報告する。電話の場合は自主防災会会長まで連絡する。

②実施スケジュール

	日 時
1	2021年12月12日(日) 9時~9時30分

7 防災訓練の検証

(1) 総合防災訓練(2020年2月20日実施分)

①はじめに

2020年2月23日に行われる予定の第23回総合防災訓練は、新型コロナウイルスの影響で小学校の施設が使用できなくなり急遽中止となった。そのため、樟葉西校区自主防災会は、緊急連絡網を使って訓練中止を通知する訓練に切り替えて緊急連絡を行った。

くずは並木自治会とくずは並木自主防災会は、すでに総合防災訓練の通知を全戸配

布していたため、訓練中止を全会員に周知徹底することは不可能と考えた。そのため、各班長には防災訓練に参加するために一時避難場所に来られた方の避難者名簿(氏名はカタカナで記入する)を作成し、その後自治会館に設けた受付に提出してもらい訓練に切替えた。各班長への変更内容は、くずは並木自治会連絡網を活用して通知した。しかしながら、連絡内容に微妙な差異が生じたことは反省点の一つである。

くずは並木自主防災会は、樟葉西校区自主防災会の書記と会計をそれぞれ担当している雨提さんと青木さんの協力を得て、災害時の食べ物となるアルファ化米を試食してもらうための準備を行い、避難者(参加者)に配給した。また、緊急時のペットボトル入り飲み水(500ml)も配給した。その際、持ち帰り用の袋の中に「厚生労働省が発行している咳エチケット解説」と「枚方市保健所の感染症グループが発行している手洗いの手順」のコピーを入れてお持ち帰りいただいた。しかしながら、参加者が多かったため全員に配給できなかったことをお詫びします。なお、アルファ化米とペットボトル入り飲み水は、樟葉西校区自主防災会より頂いた。

また、いきいき広場の樟西レンジャーとキッズレンジャーが防災訓練で行うことを予定していた防災演劇をくずは並木自治会館の庭で披露してもらった。

②参加者数(避難者数)

152名の参加があったが参加者全体の約2/3を女性が占めていた。また、年齢別では50歳代以下と60歳代以上とで分ければ半々であった。

③参加者から寄せられた感想・意見など

- I. 定期的に一時避難場所に集まることを継続し、近所とのつながりを持ち続けたい。
- II. 年配者が少なかったのは、新型コロナウイルス影響?
- III. 自治会の連絡網が十分に活用されていないように思われる。見直しが必要ではないか。
- IV. 自治会員にも連絡ができる仕組みができるとよい。
- V. 一時避難場所が周知されていないように思われる。
- VI. 参加者の中には足腰が弱っている方や少し難聴の方がいた。互いに助け合うことが必要である。

- VII. 新型コロナウイルスのため中止となったが、「仕方ないですね」と皆さん協力的だった。昨年末の訓練時とは違う方々に参加して頂いた。
- VIII. 水害時、南小が避難場所となるので、一時避難場所から南小への道のりを歩いて危険な場所を確認しておきたい。
- IX. 災害時はあわててしまうので災害内容に応じた行動を文書・表にして頂いて家中の目に付くところに掲示したい。
- X. ハザードマップを配布してほしい。
- XI. 全戸配布のチラシ、そして昨年12月15日に実施した一時避難場所の確認訓練の速報を見て、自治会の取組みに関心を寄せ、自分も参加しなければという心持で参加された方が多かったと思われる。この機運を継続して行く事が大切である。
- XII. 一時避難場所の役割が災害時に本当に機能できるのか、また安否確認の具体的な手法も考えていく必要がある。
- XIII. 水害時に避難できる場所の確保と避難経路の検討。
- XIV. 要介護者を自治会の班単位で把握しておくなどして、孤立者が出ないようにしていきたい。少しずつ会員を巻き込んで輪が広がれば良いのではないかな。
- XV. 広報等で積極的に情報を流し、防災意識を高めてもらう事が大切ではないかな。
- XVI. 防災無線のようなものがあるとよいのでは。
- XVII. 一時避難場所に集まるという行動が不利益をもたらすと考えられる状況下のとき、どう行動すべきかを検討する必要がある。
- XVIII. 防災訓練を繰り返し行うことで意識の向上につながる。
- XIX. 今回の参加者は、新しい方ばかりであった。
- XX. 一人一人の意識を変えるためには、防災教育と訓練を繰り返し行うとよい。
- XX I. 訓練に参加することで、町内の方とのつながりができる。
- XX II. 訓練の中止を知っている方がいたためか、昨年末の訓練より参加者が少なかった。しかし、出席者は強い関心を持たれている。
- XX III. 一時避難場所に来られない方の安否確認をどうすればよいか。
- XX IV. 回覧板に班長が一時避難場所を周知できるような記入場所があるとよいのではないかな。

- XXV. 学校からの放送がよく聞きとれるようになるとうい
- XXVI. 一時避難場所に行ったとき、誰かが先にいると安心できる。
- XXVII. 他人事ではなく、我が身として考えることで知識を持っていたら他の方とも助け合いができるのではないかと思う。今後も参加したい。
- XXVIII. 連絡の変更があり、少しややこしかった。
- XXIX. 一時避難場所に集まることで顔見知りになることは大事である。なぜなら、災害時、見廻りでインターホンを鳴らして返事がないとき、不在と判断する前に「ここは〇〇さんがいる」と多くの方が知っているほうが良いから。
- XXX. 家具に挟まれて身動きが取れなくなっても、近隣の方がその家の家族構成を知っていれば、その人がいないとわかったときに探すことで助けることができるかも知れない。このような話合いを通じて情報を共有することで防災の意識を高めておくことが共助につながることになるので訓練は必要である。
- XXXI. 自治会があり、回覧板があることによって、避難訓練が実現し、住民のコミュニケーションが取れ意見を聞くことができた。これをもっと活用し、地域の自助・共助の力を高めていけるとよいと感じた。

(2) 安否確認兼一時避難場所確認訓練

①2019年12月15日(日)実施分

I. 参加軒数

一時避難場所の確認訓練に参加された各班の参加軒数・人数は、以下のとおりである。

班名	戸数	参加軒数	参加率(%)	備考
A-1	36	11	31	12人参加
A-2	22	3	14	3人参加
A-3	34	11	32	18人参加
A-4	13	8	61	全30人中19人参加
A-5	28	8	29	9人参加
B-1	27	4	15	5人参加
B-2	24	4	17	徒歩4人、車椅子1人、杖1人

B-3	13	3	23	4人参加
B-4	15	3	20	5人参加
B-5	18	10	56	13人参加
C-1	33	10	30	15人参加
C-2	26	15	58	19人参加
C-3	28	8	29	11人参加
C-4	34	11	33	事前の欠席連絡 4 件
C-5	35	11	31	22人参加
C-7	32	13	41	13人参加
D-1	30	4	13	5人参加
D-2	23	7	30	11人参加
D-3	17	3	18	3人参加
D-4	28	9	32	12人参加
D-5	33	2	6	2人参加
E-1	20	8	40	8人参加
E-2	27	11	41	13人参加
E-3	25	4	16	9人参加
E-4	16	6	38	14人参加
E-5	20	17	85	20人参加

注) 29%以下：11班、30～49%：11班、50%以上：4班

II. 事務局振り返り

並木自治会が初めて試みた自主防災訓練であったが、参加軒数の少ない班でも参加人数が多い班もあった。このことは防災への関心の高さを示唆している。

III. 参加者から寄せられた意見・感想など

一時避難場所の確認訓練に関し、貴重な意見や感想が多数寄せられた。それらを集約すると以下ようになる。

ア)地震と水害で場所を分けた方がよい。

- イ)水害の場合は、一時避難場所に集まっている時間はない。皆が集まるのを待つには限界がある。また、一時避難場所ではどの程度待てばよいのか。
- ウ)水害のときは、家に居たほうが安全ではないか。また、高齢者には南小では遠すぎるため、歯科大、くずは病院等に避難させてもらえないか。
- エ)避難場所に行っても、誰も居なかった場合はどうしたらよいのか。
- オ)自治会に入っていない家庭はどうするのか。
- カ)各家の安否確認に声かけしやすいように旗等の印になるものがあるとよいのでは。また、各世帯一人一人が意識を高め、連絡することが大事。
- キ)災害時に班長だけで安否を確認するのは大変なので、両隣で確認してもらったり、旧班長に協力してもらったりしたらどうか。
- ク)班単位で行動すると安心できるし、声を掛け合ったり励まし合ったりでき、より安心につながる。
- ケ)今回の一時避難場所が適切であった班と再考したほうが望ましい班もあった。
- コ)一時避難場所に行ってみて、災害時の避難について具体的にイメージできるとともに防災を身近なこととして考えるきっかけになった。
- サ)一時避難場所に行くときには、どのようなものを用意しておくべきか。集まる時点で防災グッズを持っていくべきか。
- シ)災害情報が各家に聞こえる放送になるとよい。
- ス)現実になったときには、「何時に集合など」できないのではないか。また、いつどのタイミングで一時避難場所が利用されるのかわからない(誰がその指示を出すのか)。
- セ)一時避難場所から学校までの通り道を決めておくのと良いのでは。
- ソ)今後もこういった訓練を行い、近所とつながりを持ち続けていけるとよい。

IV. 今後の課題・実施項目

近年の日本列島(別名災害列島とも言われる)は、地震・大雨などの災害を避けて通れない状況におかれている。したがって、被害に遭っていないなくても自分のこととして向き合う必要がある。そのため、くずは並木地域で起こりうる災害に対し、①どんな危険があるか、②いざという時にどこへどう逃げるか、③避難に要する時間はどのくらいかなどについて地域を知る必要がある。

今回行われた訓練を通じて示唆に富んだ意見・感想が寄せられたため、今後解決すべき課題などを見出すことができた。これからも自治会員の協力を得ながら種々な問題を解決できるように取組んでいく。

②2021年6月6日（日）実施分

I. アンケート結果

訓練参加者に対し食料品・生活必需品等の備蓄に関するアンケートを実施。162軒から回答があった。(訓練参加者約220名)

回答があった備蓄品からは主に以下のことが判明した。

ア)水、食料は参加者すべての家庭で備蓄

イ)ビニール袋、食品包装用ラップ、紙皿、割り箸、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、災害用トイレ、懐中電灯・乾電池、ローソク、ランタンは3割以上が備蓄

ウ)カセットコンロ・ガスボンベ、ラジオ、感染予防グッズは2割以上が備蓄

エ)持ち出し袋、衛生用品(歯ブラシ・洗面道具類)、救急グッズは1割以上が備蓄

オ)現金、衣類、給水タンク、薬手帳、保険証は数軒で備蓄

上記したアイテムのうち、太字で記したアイテムは避難生活を経験された方が重宝したため、いつ起こるかわからない災害に備え、一人ひとりが自分に合った必要不可欠なものを日頃から多めに準備する。

8 参考資料

一時避難場所の確認訓練 実施報告書

班名 _____

参加軒数 _____ 軒
(中学生以上 _____ 人 小学生以下 _____ 人)

気づいたこと	問題点	感想など

世帯台帳 (記入例) 班: _____

世帯主	ナミキ タロウ	電話番号	072-8●●-▲▲▲▲
	並木 太郎	携帯電話 ※	080-◆◆◆◆-XXXX
住所	楠葉並木〇丁目△番□号		
家族構成人数	2名		
特記事項	例) 耳が不自由なため、防災無線が聞こえにくい。 普段、杖(・手押し車)を使用している高齢者がいる。 車イスを使用している障害者がいる。 等々…		

※ 災害時、固定電話は非常に繋がりにくくなります。実際、大阪北部地震後は当日～翌日までほとんど繋がりませんでした。よろしければご記入ください。

キリトリセン

世帯台帳 (提出用) 班: _____

世帯主		電話番号	
		携帯番号	
住所			
家族構成人数			
特記事項			